

請負工事等契約および変更内容

課 名 観光振興課
 担当業務 観光施設係

契約名	湯田山荘改修工事変更設計業務委託		
施行場所	安来市広瀬町東比田地内	概要 湯田山荘改修工事変更設計	1 式
種別及び概要	種別 建築設計業務		
随意契約の理由	湯田山荘改修工事に伴う設計業務の執行については、令和4年度において当該業者が行っており、設計業務が完了している。 変更設計業務については、当該業者が行うことにより下記の点で有利となり、業者選定についてその性質又は目的が競争入札に適さないものと判断されるため、地方自治法施行令第167条の第1項第2号を適用するもの。 記 1. 図面やデータをすでに保有しており現地の状況や事業経過を熟知していることから、他の業者が請け負うよりも当初の設計の意図を踏まえ変更設計を速やか、かつ適正に実施できる。 2. 改修工事設計業務及び改修工事変更設計業務を同一者と契約するため、瑕疵に対して責任の所在が明確になり、一連の責任を負わせることができる。 3. 設計作業の一部や協議等を省くことができ、業務の効率的な履行と業務量の縮減を図ることができる為、経済的に有利となる。		
契約の相手方	所在地 名称 代表者	安来市荒島町3506 株式会社あおい総合設計島根事務所 所長 仲佐仁志	
契約金額	2,200,000円	着手	完成 令和5年9月29日
		契約締結日の翌日	

第	変更金額	変更前	変更後
1	変更理由		
回	工期	変更前	変更後

第	変更金額	変更前	変更後
2	変更理由		
回	工期	変更前	変更後